

行政手続の見直しに向けた県の取組について

(静岡県行政経営課)

1 概要

行政手続のオンライン化を推進し、県民の利便性の向上、行政サービスの効率化を図るため、令和2年12月10日付け「行政手続の見直し方針」を策定し、令和3年3月末までを目処に全庁的な見直しを進めている。

2 見直し方法

県の裁量で改正可能な手続について、①様式の見直し、②添付書類等の見直し、③提出方法の見直しを行う。

○ 行政手続の見直し方針

①様式の見直し	・原則として記名式 (押印の義務付けの見直し)	・記載項目の削減
②添付書類等の見直し	・添付書類の削減	・複写情報の活用
③提出方法の見直し	・オンライン申請の推進	・メール等の活用

※ 規則改正等が必要な手続については、精査の上、年度内に見直しを行う。(一括改正により対応予定)

※ 国の法令等で定められた手続については、引き続き国の動向を注視し、国からの方針が示された段階で速やかに対応する。

3 庁内の対応状況

12月10日	見直し方針を提示 見直し方針への対応について調査を実施
2～3月	各所属における見直し方針への対応状況を取りまとめ
3月末まで	各所属において関係規定の改正を実施 規則・告示(補助金要綱等)の一括改正
来年度以降	見直し状況の定期的な確認

(参考) 行政手続実態調査の結果 <令和2年11月時点>

対象：知事部局等の行政手続のうち、県の裁量で手続方法を定めているもの

押 印		対 面	
義務あり	年内に廃止可能※	義務あり	年内に廃止可能※
4,850 (100%)	881 (18%)	57 (100%)	12 (21%)

※ 調査段階で、直ちに見直し可能と回答したもの